

兵庫県公報

平成20年3月4日 火曜日 第1958号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
第25回全国菓子大博覧会・兵庫 姫路菓子博2008記念宝くじの発売（企画管理部総務課）	1
行政書士法に基づく戒告命令（市町振興課）	2
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	2
同上（同）	4
土地改良区の解散認可（農地整備課）	6
土地改良区清算人の就任の届出（同）	6
県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	6
市営土地改良事業の施行協議に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	6
保安林の指定（豊かな森づくり課）	7
保安林の指定解除（同）	7
兵庫県漁業調整規則に基づく聴聞の実施（水産課）	7
道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	8
同上（同）	8
同上（同）	8
同上（同）	9
同上（同）	9
同上（同）	10
道路の区域の変更、供用開始等（同）	10
同上（同）	11
同上（同）	11
急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	11
土地区画整理組合の設立認可（市街地整備課）	12
平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部改正（会計課）	13
公 告	
当せん金付証券法第6条第6項の規定に基づく再委託承認基準（企画管理部総務課）	13
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	13
二級建築士試験及び木造建築士試験実施公告（建築指導課）	14
落札者等の公示（管理課）	15

告 示

兵庫県告示第181号

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定により、当せん金付証券の発売条件等を次のとおり定める。

平成20年3月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 名 称
第25回全国菓子大博覧会・兵庫 姫路菓子博2008記念宝くじ
- 2 受託銀行等の名称及び所在地
播州信用金庫
姫路市南駅前町110番地
- 3 発売の数及び総額
25万枚 50,000,000円
- 4 証券金額

- 1枚200円
- 5 証票型式
被封式（被封された特定部分を削り取ることにより、1等から5等までの当せんが判明する方法）
- 6 発売期間
平成20年4月18日から同年5月11日まで
- 7 当せん金支払開始日
平成20年4月18日
- 8 当せん金の額及び当せんの数
- | 等級 | 当せん金 | 当せん本数 |
|----|----------|---------|
| 1等 | 100,000円 | 60本 |
| 2等 | 10,000円 | 345本 |
| 3等 | 5,000円 | 730本 |
| 4等 | 1,000円 | 3,500本 |
| 5等 | 200円 | 25,000本 |
| 計 | | 29,635本 |
- 9 注意事項
- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

兵庫県告示第182号

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条の規定により、次の行政書士に戒告を命じた。

平成20年3月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 住所及び氏名
明石市大明石町2丁目5番1-224号
田井 豊
- 2 登録番号及び会員番号
日本行政書士連合会登録番号 03302709
兵庫県行政書士会会員番号 3916

兵庫県告示第183号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年3月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 申請の概要
- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
住友電気工業株式会社伊丹製作所
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
所長 柴田敏夫
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
住友電気工業株式会社伊丹製作所
伊丹市昆陽北1丁目1番1号

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年3月4日から同月25日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び伊丹市市民部環境保全課

兵庫県告示第184号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年3月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
住友精化株式会社 別府工場
加古郡播磨町宮西346の1
工場長 中村英夫
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
住友精化株式会社 別府工場
加古郡播磨町宮西346の1

(3) 特定施設に関する事項

種	類	46号イ 水洗施設	46号ロ 通過施設	71号の6 蒸留施設	ジクロロメタンの
能	力	容量2 m ³	バスケット径42インチ	容量2 m ³	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	同 左	同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後5箇月	同 左	同 左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	同 左	同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	同 左	同 左	
使用時間の季節的変動の概要		なし	同 左	同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	9	12	7	7
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	200	200	-	200
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	5未満	5	5未満	5
	窒素含有量 (単位 mg/L)	-	-	690	-
	ジクロロメタン含有量 (単位 %)	-	-	36.6	100
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		0.09	0.15	1.5	1.6

備考 汚水等は焼却処理又は外部委託処理を行うため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年 3月 4日から同月25日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び加古郡播磨町健康安全グループ

兵庫県告示第185号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。
平成20年 3月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
西山土地改良区	平成20年 2月20日

兵庫県告示第186号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があった。
平成20年 3月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

西山土地改良区

氏 名	住 所
船 田 和 代	加古川市志方町西山110番地の3
小 原 徹	同 市志方町西山186番地の2

兵庫県告示第187号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成20年 2月20日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成20年 3月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	傳之丞池地区	平成20年 3月 4日から 同 月24日まで	加 東 市 役 所 東 条 庁 舎

兵庫県告示第188号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の施行協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり

土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成20年 3月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
洲本市	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	鮎原吉田地区	平成20年3月4日から 同 月24日まで	洲本市役所 五色庁舎

兵庫県告示第189号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年 3月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
淡路市井手字藤ノ木73の1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第190号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成20年 3月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除にかかる保安林の所在場所
姫路市家島町真浦字畑ノ原2161の19から2161の21まで、2161の95、2161の96、2161の22・字畑2263の30（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、中播磨県民局姫路農林水産振興事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第191号

兵庫県漁業調整規則（昭和41年兵庫県規則第48号）第47条第2項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

平成20年 3月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 件名

漁業関係法令違反に係る行政処分

- 2 日時
平成20年 3月 7日（金）午前10時00分から午前10時30分まで
- 3 場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番 1号
兵庫県第 2号館11階C会議室

兵庫県告示第192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年 3月 4日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年 3月 4日から 2週間、北播磨県民局県土整備部社土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年 3月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 3 7 2 号	加東市木梨字南原1153番 1 から 同 市田中字西角206番 1 まで	旧	7.0から 41.0まで	3,191.0	
		新	7.0から 41.0まで 15.0から 51.0まで	3,191.0 2,846.0	一部 予定地

兵庫県告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年 3月 4日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年 3月 4日から 2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年 3月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 岩屋生野線	神崎郡神河町大畑字大仲井768番 1 から 同 郡同 町大畑字大仲井768番 1 まで	旧	5.0から 7.0まで	58.0	
		新	6.0から 20.0まで	58.0	

兵庫県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年 3月 4日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年 3月 4日から 2週間、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所において一般の縦

覧に供する。

平成20年 3月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 竹田指杭線	美方郡新温泉町栃谷字城下449番から 同 郡同 町栃谷字城下433番1まで	旧	5.0から 5.0まで	90.0	
		新	9.0から 18.0まで	98.0	
県道 浜坂井土線	美方郡新温泉町栃谷字沖ノ山320番1から 同 郡同 町古市字下モ川原58番1ま で	旧	9.0から 20.0まで	233.0	
		新	12.0から 28.0まで	225.0	

兵庫県告示第195号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年3月4日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年3月4日から2週間、但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年 3月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 養父穴粟線	養父市十二所字馬場1497番から 同 市浅野字馬場436番まで	旧	7.0から 15.0まで	276.0	
		新	7.0から 34.0まで	280.0	

兵庫県告示第196号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年3月4日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年3月4日から2週間、丹波県民局県土整備部柏原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年 3月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

国道 176号	篠山市大沢字岩鼻ノ坪157番1から 同 市犬飼字伊塚ノ坪613番2まで	旧	10.0から 27.0まで	246.0
		新	18.0から 51.0まで	246.0
国道 176号	篠山市大沢字大田ノ坪372番1から 同 市大沢字大田ノ坪367番1まで	旧	10.0から 12.0まで	71.0
		新	23.0から 23.0まで	71.0

兵庫県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年3月4日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年3月4日から2週間、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月4日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 佐野仁井岩屋線	淡路市野島常盤字場中1552番2から 同 市野島常盤字場中1555番1まで	旧	5.0から 18.0まで	218.0	
		新	6.0から 71.0まで	207.0	
県道 倭文五色線	南あわじ市倭文安住寺字梨子ノ木407番から 同 市倭文安住寺字大門1231番まで	旧	4.0から 13.0まで	350.0	
		新	6.0から 35.0まで	340.0	

兵庫県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年3月4日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成20年3月4日から2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月4日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

国道 2 5 0 号	姫路市白浜町字菖蒲池丙176番 5 から 同 市白浜町字大上根乙372番 1 まで	旧	8.0から 13.0まで	17.0	
		新	8.0から 14.0まで	17.0	

兵庫県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年3月4日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成20年3月4日から2週間、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 穴 栗 香 寺 線	穴栗市山崎町上比地字森ノ上298番から 同 市山崎町上比地字森ノ上328番 2 まで	旧	11.0から 24.0まで	150.0	
		新	11.0から 19.0まで	144.0	

兵庫県告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年3月4日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成20年3月4日から2週間、但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 浅 野 山 東 線	養父市浅野字馬場439番 1 から 同 市畑字城ノ下夕31番 1 まで	旧	8.0から 18.0まで	1,083.0	
		新	8.0から 41.0まで	835.0	

兵庫県告示第201号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局県土整備部豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年3月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
高 屋(3)	豊 岡 市		高 屋	神 田	172番から174番までの各一部、178番、180番、182番1、182番2の一部、172番から174番に至る地先の道路敷の一部、178番から182番2に至る地先の道路敷の一部、172番から174番に至る地先の水路敷、172番から182番2に至る地先の水路敷、178番から182番2に至る地先の水路敷、182番2地先の水路敷の一部
				宮ノ下	306番1から306番4までの各一部、306番5、307番、308番、308番1、309番、310番、306番1から306番4に至る地先の道路敷、306番1から306番4に至る地先の水路敷
				立縄手	328番2の一部、328番3の一部、328番5の一部、328番2地先の道路敷の一部、328番2地先の水路敷の一部
				西ノ宮	338番、340番1の一部、340番2から340番10、342番の一部、343番の一部、344番、345番1の一部、346番から349番、350番1の一部、350番2の一部、350番5の一部、343番から350番1に至る地先の道路敷、345番1から350番1に至る地先の道路敷の一部
				坂ノ谷	385番の一部、392番から394番、396番の一部、397番1の一部、397番3、397番5、398番1の一部、398番2の一部、398番3、399番1の一部、399番2、399番3、399番6、385番から394番に至る地先の道路敷の一部
				石 田	408番の一部

兵庫県告示第202号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により、加東市天神東袴鹿谷土地区画整理組合の設立を次のとおり認可した。

平成20年3月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 組合の名称
加東市天神東袴鹿谷土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成20年3月4日から平成28年3月31日まで
- 3 施行地区
加東市天神字馬場ノ脇、字竹藤及び字上郷の各一部
同 市袴鹿谷字西吉田及び字沖溝の各一部
- 4 事務所の所在地

加東市社50番地（加東市役所内）

- 5 設立認可の年月日
平成20年2月20日
- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
加東市役所の掲示場に掲示して行う。

兵庫県告示第203号

平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部を次のように改正し、平成20年3月4日から適用する。

平成20年3月4日

兵庫県知事 井戸敏三

本文中22を23とし、21の次に次のように加える。

22 臨床検査業務委託契約及び医療器材等洗浄滅菌業務委託契約

公 告

当せん金付証券法第6条第6項の規定に基づく再委託承認基準

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第6項の規定に基づき、第25回全国菓子大博覧会・兵庫 姫路菓子博2008記念宝くじの発売等の事務の再委託承認基準を次のように定めたので、公表します。

平成20年3月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 売りさばき及び当せん金支払交付事務
 - (1) 事業者は、社会的、経済的信用があり、経営者としての資質に問題がある者でないこと。
 - (2) 当せん金付証券法の規定に違反し、又は罰則を受けていないこと。
 - (3) 事業者は、売場を開設するに当たって、所要の初期投資の負担が可能であり、かつ指定期間を通じて宝くじの販売を継続する見込みがあること。
 - (4) その他、宝くじの販売を行うことが不相当と認められる場合でないこと。
- 2 普及宣伝関係事務
 - (1) 宝くじの健全な発展のための普及宣伝を行うことを目的とする公益法人であること。
 - (2) 当せん金付証券法の規定に違反し、又は罰則を受けていないこと。
 - (3) その他、宝くじの普及宣伝を行うことが不相当と認められる場合でないこと。
- 3 その他の再委託事務
その他の再委託事務の承認に当たっては、1の基準を準用する。

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成20年3月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市阿弥陀町魚橋字下田389番57、408番、409番1、411番1
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市米田町米田894番地の3
タカミ建設株式会社 代表取締役 高見 充
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成19年9月26日
兵庫県指令東播（建）第1-14号（19高砂）

- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市春日野町2972番
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市加古川町溝之口333番地
有限会社マスターワン 代表取締役 藤原 進
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成19年10月26日
兵庫県指令東播(建)第1-18号(19高砂)

二級建築士試験及び木造建築士試験実施公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成20年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の17第1項に規定する都道府県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。)に行わせる。

平成20年3月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

(1) 二級建築士試験

学科の試験 平成20年7月6日(日)
10:00~13:00(3時間)学科(計画)及び学科(法規)
14:10~17:10(3時間)学科(構造)及び学科(施工)
設計製図の試験 平成20年9月14日(日)
11:30~16:00(4時間30分)

(2) 木造建築士試験

学科の試験 平成20年7月27日(日)
10:00~13:00(3時間)学科(計画)及び学科(法規)
14:10~17:10(3時間)学科(構造)及び学科(施工)
設計製図の試験 平成20年10月12日(日)
11:30~16:00(4時間30分)

2 試験場所

(1) 二級建築士試験

学科の試験 神戸市西区学園西町3-1 流通科学大学
設計製図の試験 同上 同上

(2) 木造建築士試験

学科の試験 神戸市西区学園西町3-1 流通科学大学
設計製図の試験 同上 同上

3 受験資格

二級建築士試験受験者にあつては平成20年7月5日現在において、木造建築士試験受験者にあつては平成20年7月26日現在において、建築士法第15条のいずれかに該当する者であること。

4 受験申込手続

(1) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間

平成20年4月1日(火)午前10時から同月7日(月)午後4時まで

イ 受験申込方法

センターのホームページ(<http://www.jaeic.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。

(2) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込書の配布

平成20年4月7日(月)から同月18日(金)までの間、社団法人兵庫県建築士会本部及び各支部において、午前9時30分から午後4時30分まで(平成20年4月18日(金)については、午前9時30分から午後3時まで)配布する。

イ 受付場所及び受付期間

(7) 兵庫県私学会館 神戸市中央区北長狭通4-3-13

平成20年4月14日(月)から同月18日(金)まで

(4) じばさんびる501号室 姫路市南駅前町123

平成20年4月14日(月)及び同月15日(火)

両会場とも、受付時間は、午前10時から午後4時まで

ウ 学科の試験の免除の申請

学科の試験の免除の申請は、平成18年又は平成19年の試験の学科の試験(住所地の変更等の事由による場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。)の合格通知書を添付することにより行うこと。

エ 受験申込方法

原則として本人が持参することとし、郵送による受け付けは行わない(証明書類の確認をするため。)ただし、離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書(直接持参できない旨を証明するもの)又は住民票が添付されているものに限り、郵送を認める。郵送の場合は、申込受付最終日までの消印のあるもので、あて先を明記し所要の郵便切手を貼った受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とすること。

オ 手数料

所定の額をセンター指定の払込用紙により、郵便局に払い込み、その際発行される払込受付証明書を受験申込書の所定欄に貼り付けること。ただし、受験申込受け付け後、手数料は返還しない。

5 合格者の発表及び合否の通知

平成20年12月4日(木)ごろ、合格者の受験番号を兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課、各県民局県土整備部建築士法担当課及び社団法人兵庫県建築士会等において掲示する。ただし、学科の試験については、二級建築士試験は平成20年8月26日(火)、木造建築士試験は同年9月9日(火)ごろ。

また、合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。

6 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、平成20年6月11日(水)ごろから兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課、各県民局県土整備部建築士法担当課及び社団法人兵庫県建築士会等において掲示する。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込み時にその旨を申し出ること。

7 受験についての問い合わせ先

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課管理係

電話(078)341-7711 内線 4715

社団法人兵庫県建築士会

電話(078)327-0885

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成20年3月4日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 落札に係る物品の名称及び数量

水質・廃棄物管理システム機器一式(賃貸借)

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

平成20年2月13日

4 落札者の名称及び住所

N T Tファイナンス株式会社神戸支店

神戸市中央区小野柄通 4 丁目 1 番22号アーバンエース三宮ビル 6 階

5 落札金額

67,649,400円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

平成20年 1月 4日